

報告第14号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年11月28日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年10月5日

大田原市長 相 馬 憲 一

損害賠償の額の決定について

令和4年8月15日、大田原市山の手1丁目地内、建物火災消火活動現場付近において発生した自家用自動車の物損事故について、当該事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

記

1 損害賠償額 318,802円

2 内容

(1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額318,802円を支払う。

(2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 大田原市〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇〇